

(1) 占用使用

区分	金額(円)			納期	
	第一補助競技場	第二補助競技場			
		陸上競技に使用する場合	陸上競技以外に使用する場合(1面につき)		
全 日 (8時30分~17時)	5,920	4,440	3,230	使用日の10日前	
半 日 (8時30分~12時30分又は13時~17時)	2,960	2,220	1,620		
時間外 (日の出~8時30分) (又は17時~日没)	1,190	890	890		

(注) 1 占用使用とは、施設を使用しようとする者が許可を受けて各種競技大会、講習会、強化合宿、クラブ活動等のために施設の全部又は一部を独占して使用する場合をいう。
 2 第二補助競技場における1面とは、第二補助競技場の2分の1相当の部分をいう。

る。
 別表第一の補助競技場使用料の表の(2)の表中注以外の部分を次のように改め

区分	金額(円)			納期
	2時間以内	2時間を超えるときは1時間を増すごとに		
小学校児童				
中学校生徒	40		20	入場の際。ただし、2時間を超える部分に係る使用料については、退場の際
高等学校生徒				
上に掲げる者以外の者	80		40	

区分	金額(円)									納期 別表第一の水泳場使用料の表の(1)の表中注以外の部分を次のように改める。	
	屋外			屋内							
	50mプール		飛込プール	25mプール							
	プール全体	コースのみ(1コースにつき)		プール全体 (多目的ホールを含む。)	コースのみ(1 コースにつき)	多目的ホールのみ (1/2面につき)					
8時30分～21時(屋外にあつては、8時30分～17時)	19,480	2,440	6,000	18,780	53,970	2,350	6,750	2,520		使用日の10日前	
8時30分～12時30分、13時～17時又は17時～21時(屋外にあつては、8時30分～12時30分又は13時～17時)	9,740	1,220	3,000	6,260	17,990	790	2,250	840			
21時～23時	—	—	—	3,130	9,000	400	1,130	420			

区分	金額(円)							納期 別表第一の水泳場使用料の表の(2)の表中注以外の部分を次のように改める。	
	屋外			屋内					
	50mプール		飛込 プール	25mプール					
	2時間以内	2時間を超えるときは1時間を増すごとに	冷水期間		温水期間				
小学校児童 中学校生徒 高等学校生徒	110	50	110	50	160	80		入場の際 ただし、2時間を超える部分に係る使用料について は、退場の際	
上に掲げる者以外の者	230	110	230	110	470	230			

める。

別表第一のボクシング場使用料の表の(1)の表中注以外の部分を次のように改める。

区分	金額(円)	納期
全 日 (8時30分～21時)	8,100	
半 日 (8時30分～12時30分、 13時～17時又は17時 ～21時)	2,700	使用日の10 日前

別表第一のエアーライフル射撃場使用料の表の(1)の表中注以外の部分を次のように改める。

に改める。

別表第一のフエンシング場使用料の表の(1)の表中注以外の部分を次のように改める。

区分	金額(円)	納期
全 日 (8時30分～21時)	8,100	
半 日 (8時30分～12時30分、 13時～17時又は17時 ～21時)	2,700	使用日の10 日前

この条例は、
附則
平成十八年四月一日から施行する。

区分	金額(円)	納期
全 日 (8時30分～21時)	8,100	使用日の10日前
半 日 (8時30分～12時30分、 13時～17時又は17時 ～21時)	2,700	

参考資料

佐賀県総合運動場条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第5条関係)				別表第1 (第5条関係)			
陸上競技場使用料				陸上競技場使用料			
略				略			
補助競技場使用料				補助競技場使用料			
(1) 占用使用				(1) 占用使用			
区分	金額(円)			区分	金額(一補助競技場につき)(円)		
	第一補助競技場	第二補助競技場			陸上競技に使用する場合	陸上競技以外に使用する場合(一面につき)	納期
全 日 (8時30分～17時)	5,920	4,440	3,230	全 日 (8時30分～17時)	4,440	3,230	使用日の10日前
半 日 (8時30分～12時30分又は13時～17時)	2,960	2,220	1,620	半 日 (8時30分～12時30分又は13時～17時)	2,220	1,620	
時間外 (日の出～8時 30分又は17時 ～日没)	1,190	890	890	時間外 (日の出～8時 30分又は17時 ～日没)	890	890	
(注) 1 占用使用とは、施設を使用しようとする者が許可を受けて各種競技大会、講習会、強化合宿、クラブ活動等のために施設の全部又は一部を独占して使用する場合をいう。				(注) 1 占用使用とは、施設を使用しようとする者が許可を受けて各種競技大会、講習会、強化合宿、クラブ活動等のために施設の全部又は一部を独占して使用する場合をいう。 2 第二補助競技場における1面とは、第二補助競技場の2分の1相当の部分をいう。			

改 正 後				改 正 前			
(2) 占用使用以外の使用				(2) 占用使用以外の使用			
区分	金額(円)		納期	区分	金額(円)		納期
	2時間以内	2時間を超えるときは 1時間を増すごとに			陸上競技に使用する場 合	陸上競技以外に使用す る場合	
小学校児童	40	20	入場の際。ただし、 2時間を超える部分 に係る使用料につい ては、退場の際	小学校児童	40	20	入場の際。ただし、 2時間を超える部分 に係る使用料につい ては、退場の際
中学校生徒				中学校生徒			
高等学校生徒				高等学校生徒			
上に掲げる者以外の者	80	40		上に掲げる者以外の者	80	40	40

(注) 略

(注) 略

改 正 後				改 正 前				
水泳場使用料				水泳場使用料				
(1) 占用使用				(1) 占用使用				
区分	金額(円)			納期	金額(円)			納期
	屋外	飛込プール	屋内		50mプール	飛込プール	室内プール	
50mプール	飛込プール	25mプール	プール全体	コースのみ(1) (多目的ホールを含む。)	コースのみ(1) (多目的ホールを含む。)	冷水期間	温水期間	
プール全体	コースのみ(1) (多目的ホールを含む。)	25mプール	コースのみ(1) (多目的ホールを含む。)	2面につき	2面につき	期間	期間	
8時30分～21時(屋外にあつては、8時30分～17時)	19,480	2,440	6,000	18,780	53,970	2,350	6,750	2,520
8時30分～12時30分、13時～17時又は17時から21時(屋外にあつては、8時30分～12時30分又は13時～17時)	9,740	1,220	3,000	6,260	17,990	790	2,250	840
21時～23時	—	—	—	3,130	9,000	400	1,130	420

(注) 略

(注) 略

改 正 後							改 正 前							
(2) 占用使用以外の使用							(2) 占用使用以外の使用							
区分	金額(円)						納期	金額(円)						
	屋外	屋内						50メートルプール	室内プール					
	50mプール 飛込プール	25mプール						飛込プール	冷水期間					
	2時間以内	2時間を超えるときは1時間を増すごとに	2時間以内	2時間を超えるときは1時間を増すごとに	2時間以内	2時間を超えるときは1時間を増すごとに		徒歩プール	温水期間					
	110	50	110	50	160	80		入場の際。ただし、2時間を超える部分に係る使用料について、退場の際	2時間以内	2時間を超えるときは1時間を増すごとに	2時間以内	2時間を超えるときは1時間を増すごとに		
	中学校生徒 高等学校生徒	上に掲げる者以外の者	中学校生徒 高等学校生徒	上に掲げる者以外の者	中学校生徒 高等学校生徒	上に掲げる者以外の者 (乳児及び4歳未満の幼児を除く。)		入場の際。ただし、2時間を超える部分に係る使用料について、退場の際	40	20	40	20	80	
小学校児童							幼児(4歳以上)							
中学校生徒 高等学校生徒	110	50	110	50	160	80	小学校児童	110	50	110	50	160	80	
上に掲げる者以外の者	230	110	230	110	470	230	中学校生徒 高等学校生徒	230	110	230	110	470	230	

改 正 後				改 正 前					
球技場使用料～馬術場使用料 略 エアーライフル射撃場使用料				球技場使用料～馬術場使用料 略 エアーライフル射撃場使用料					
(1) 占用使用				(1) 占用使用					
区 分	金額(円)	納期		区 分	金額(円)	納期			
全 日 (8時30分～21時)	8,100	使用日の10日前		全 日 (8時30分～17時)	5,400	使用日の10日前			
半 日 (8時30分～12時30分、13時～17時又 は17時～21時)	2,700			半 日 (8時30分～12時30分又は13時～17時)	2,700				
(注) 略				(注) 略					
(2) 占用使用以外の使用 略				(2) 占用使用以外の使用 略					
ボクシング場使用料				ボクシング場使用料					
(1) 占用使用				(1) 占用使用					
区 分	金額(円)	納期		区 分	金額(円)	納期			
全 日 (8時30分～21時)	8,100	使用日の10日前		全 日 (8時30分～17時)	5,400	使用日の10日前			
半 日 (8時30分～12時30分、13時～17時又 は17時～21時)	2,700			半 日 (8時30分～12時30分又は13時～17時)	2,700				
(注) 略				(注) 略					
(2) 占用使用以外の使用 略				(2) 占用使用以外の使用 略					

改 正 後			改 正 前		
フェンシング場使用料			フェンシング場使用料		
(1) 占用使用			(1) 占用使用		

区分	金額(円)	納期
全 日 (8時30分～21時)	8,100	
半 日 (8時30分～12時30分、13時～17時又 は17時～21時)	2,700	使用日の10日前

区分	金額(円)	納期
全 日 (8時30分～17時)	5,400	
半 日 (8時30分～12時30分又は13時～17時)	2,700	使用日の10日前
時 間 外 (日の出～8時30分又は17時～日没)	890	

(注) 略

(2) 占用使用以外の使用 略

(注) 略

(2) 占用使用以外の使用 略

佐賀県総合体育館条例の一部を改正する条例を以下に公布する。

平成十八年三月二十二日

●佐賀県条例第一一十九条

佐賀県総合体育館条例の一部を改正する条例

佐賀県総合体育館条例(昭和六十一年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表の使用料(巳)の欄中

(3) 9時か ら21時ま での間に において使 用する場 合 ((1) 又は (2) に該当す る場合を 除く。)	(3) 9時か ら21時ま での間に において使 用する場 合 ((1) 又は (2) に該当す る場合を 除く。)	(4) 21時か ら23時ま での間に において使 用する場 合
27,650	27,650	4,610
110,630	110,630	18,440
19,290	19,290	3,220
77,180	77,180	12,860
13,820	13,820	2,300
55,310	55,310	9,220

以上

9,640	9,640	1,610	
38,590	38,590	6,430	
13,820	13,820	2,300	
55,310	55,310	9,220	
6,910	6,910	1,150	
27,650	27,650	4,610	
8,940	8,940	1,490	
4,470	4,470	750	
8,940	8,940	1,490	
4,470	4,470	750	
8,940	8,940	1,490	
4,470	4,470	750	
8,580	8,580	1,430	
3,470	3,470	580	
12,860	12,860	2,140	
8,580	8,580	1,430	

」

別表第一の照明設備の項中

小競技場	$\frac{1}{2}$ 点灯	1時間につき	560
	$\frac{1}{4}$ 点灯	1時間につき	280
」			

回表の社の^{ハナ}「9時から21時まで」又「9時から23時まで」は略文^{ハナ}。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

大競技場	$\frac{1}{3}$ 点灯	1時間につき	1,370
」			

を

大競技場	$\frac{1}{3}$ 点灯	1時間につき	1,370
」			

を

を

参考資料

佐賀県総合体育館条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後					改 正 前						
別表第1 (第5条関係) 施設使用料					別表第1 (第5条関係) 施設使用料						
1 占用使用の場合					1 占用使用の場合						
区	分	使 用 料(円)	(1) 略	(2) 略	(3) 9時から21時までの間において使用する場合((1)又は(2)に該当する場合を除く。)	(4) 21時から23時までの間において使用する場合((1)又は(2)に該当する場合を除く。)	略	(1) 略	(2) 略	(3) 9時から21時までの間において使用する場合((1)又は(2)に該当する場合を除く。)	略
競技場	全部使用	体育(プロ・スポーツを除く。以下同じ。)のための使用			27,650	4,610				27,650	
	その他	その他の使用			110,630	18,440				110,630	
柔道場	全部使用	体育のための使用			19,290	3,220				19,290	
	その他	その他の使用			77,180	12,860				77,180	
剣道場	全部使用	体育のための使用			13,820	2,300				13,820	
	その他	その他の使用			55,310	9,220				55,310	
弓道場	全部使用	体育のための使用			9,640	1,610				9,640	
	その他	その他の使用			38,590	6,430				38,590	
相撲場	全部使用	体育のための使用			13,820	2,300				13,820	
	その他	その他の使用			55,310	9,220				55,310	
体操場	全部使用	体育のための使用			6,910	1,150				6,910	
	その他	その他の使用			27,650	4,610				27,650	
研修室	全部使用	体育のための使用			8,940	1,490				8,940	
	その他	その他の使用			4,470	750				4,470	
柔道場	全部使用	体育のための使用			8,940	1,490				8,940	
	その他	その他の使用			4,470	750				4,470	
剣道場	全部使用	体育のための使用			8,580	1,430				8,580	
	その他	その他の使用			3,470	580				3,470	
弓道場	全部使用	体育のための使用			12,860	2,140				12,860	
	その他	その他の使用			8,580	1,430				8,580	
注 1・2 略					注 1・2 略					2 占用使用以外の使用の場合 略	
2 占用使用以外の使用の場合 略					2 占用使用以外の使用の場合 略						

佐賀県総合体育館条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表第2(第5条関係)				別表第2(第5条関係)			
附属設備使用料				附属設備使用料			
区	分	単位	使 用 料(円)	区	分	単位	使 用 料(円)
照 明	大競技場	略		照 明	大競技場	略	
		1/3点灯	1時間につき 1,370			1/3点灯	1時間につき 1,370
設 備	小競技場	略			小競技場	略	
		1/2点灯	1時間につき 560			1/2点灯	1時間につき 560
略				略			

注 1 略
2 その他の設備(コイン式シャワー(温水)を除く。)の使用料は、1日(9時から23時までをいう。)当たりの使用料をいう。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

●佐賀県条例第二十一号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年佐賀県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第一号の住民票の写しの添付を省略することができる。

- 一 知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項第一号又は第三十条の十第一項第五号の規定により、当該役員の本人確認情報の提供を受ける場合
- 二 知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により、当該役員の本人確認情報を利用する場合

第五条第二項中「第二条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の二項を加える。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七条 法第四十四条の二に規定する手続について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県知事 古川 康

参考資料

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	(設立認証の申請)	改 正 前	(設立認証の申請)
第二条 略	2 略	第二条 略	2 略
3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第一号の住民票の写しの添付を省略することができる。	3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第一号の住民票の写しの添付を省略することができる。	3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第一号の住民票の写しの添付を省略することができる。	3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第一号の住民票の写しの添付を省略することができる。
一 知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項第一号又は第三十条の十第一項第五号の規定により、当該役員の本人確認情報の提供を受ける場合	一 知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項第一号又は第三十条の十第一項第五号の規定により、当該役員の本人確認情報の提供を受ける場合	二 知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により、当該役員の本人確認情報を利用する場合	二 知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により、当該役員の本人確認情報を利用する場合
(合併の認証申請)	(合併の認証申請)	(合併の認証申請)	(合併の認証申請)
第五条 略	2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。	第五条 略	2 第二条第二項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

めに必要な事項は、規則で定める。

第八条・第九条 略

第七条・第八条 略

参考資料	佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例
参考資料	佐賀県観光施設条例(平成元年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。
参考資料	第三条第一項中「ビジターセンター」を削る。
参考資料	第五条第一項中「(ビジターセンターを除く。)」を削る。
参考資料	この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
(施設)	改 正 後
第三条 海浜公園の施設は、テニスコート、野外ステージ及びキャンプ場とする。	改 正 前
(施設)	改 正 前
第五条 海浜公園の施設及び花と冒險の島(遊具施設を除く。)を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金は、利用する方法により行うた	第五条 海浜公園の施設(ビジターセンターを除く。)及び花と冒險の島(遊具施設を除く。)を利用する者は、指
(利用料金)	(利用料金)

平成18年3月23日(木)

- 2 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例を廃止する条例をここに
公布する。
- 3 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成五年佐賀県条例第
十号）は、廃止する。
- 4 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 5 この条例による廃止前の佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条
例（以下「旧条例」という。）第三条から第六条まで及び第十一条の規定は、
この条例の施行の際現に社会福祉士指定養成施設又は介護福祉士指定養成施
設（以下「指定養成施設」という。）に在学し、佐賀県社会福祉士及び介護
福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受け、又は貸与を停
止されている者に対し、その者が当該指定養成施設に在学する間は、なおそ
の効力を有する。
- 6 旧条例第七条から第十三条までの規定は、この条例の施行の際現に修学資
金の貸与を受け、若しくは貸与を停止され、又は修学資金の返還をし、若し
ない。

を納入しなければならない。

定管理者に利用料金を納入しなければ
ならない。

2・3 略

2・3 略

くは返還を猶予されている者に対し、なおその効力を有する。

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例を廃止する条例をここに
公布する。

●佐賀県条例第二十四号

佐賀県知事 古川 康

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年佐賀県条例第九号）の一部

を次のように改正する。

第九条第一項及び第十条第二項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

附則に次の一項を加える。

(拠出率の特例)

4 平成十八年度から平成二十年度までの間における政令第十二条第一項第一
号に規定する条例で定める割合は、第二条の規定にかかわらず、零とする。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(償還) 第九条 法第百四十七条第一項第二号の 規定に基づき貸付けを受けた保険者は、 当該貸付けに係る計画期間（法第百四 十七条第二項第一号に規定する計画期 間をいう。以下同じ。）の借入総額を 三で除して得た金額を、次の計画期間 の各年度において償還しなければなら ない。	改 正 後 (償還) 第九条 法第百四十七条第一項第二号の 規定に基づき貸付けを受けた保険者は、 当該貸付けに係る事業運営期間（法第 百四十七条第二項第一号に規定する事 業運営期間をいう。以下同じ。）の借 入総額を三で除して得た金額を、次の 事業運営期間の各年度において償還し なければならない。
--	---